

# 東洋史研究

第十三卷第六號 昭和三十年三月發行

## 南北朝の軍主・隊主・戍主等について

宮 川 尚 志

中國の兵制史上、漢の徵兵制と唐の府兵<sup>二</sup>徵兵制の中間にある南北朝の募兵制時代において、部曲、即ち官私の兵隊を掌握し指揮する武官が、諸種の將軍・中郎將・校尉などの本官と並んで、この時代にしか見られない軍主・隊主などの職名を帯びていることが注意せられる。その他、北朝では統軍・別將という名もあり、また南北を通じ戍主・幢主などの名も出てくる。そして晋書<sup>四</sup>職官志・宋書<sup>三九</sup>百官志・南齊書<sup>六</sup>百官志・魏書<sup>三一</sup>官氏志にはこれらの官職について多くは説明を加えず、記載さえもしていない。隋書<sup>八</sup>百官志下の「十二衛各置大將軍一人」の條下に、煬帝の官制改革として、「從前の大都督を校尉、帥都督を旅帥、都督を隊正とし、隊副を増置しこれに貳たらしめ、三衛を改め三侍となした」と記し、つづけて

其直閣將軍・直寢・奉車都尉・駙馬都尉・直齋・別將・統軍・軍主・幢主之屬並廢。

と見える。

さかのぼって續漢書の百官志に大將軍の官制を述べ「その軍を領するや皆、部・曲あり」とて、漢代軍隊編制の單位に、

校尉の指揮する部、部の下に軍候の指揮する曲、曲の下に屯長のひきいる屯の三があったことを告げている。しかしして魏晉以降、部曲の語はこの本来の意味としてでなくこれらの編制單位を充實している兵員の個人ないし集團を意味すること用いられ、さらに官兵のみでなく私兵を指し、また軍事以外の任務に使役され、地位が低下し賤民化し唐代の部曲の意味に轉化したことはすでに先人の論證が重ねられた。<sup>1)</sup>

結論的にいうと、南北朝、特に南朝においては、漢代の部・曲・屯に當るものは、軍・隊であり、軍主・隊主がそれそれの指揮者の稱である。軍主の上に立つのは都督と稱すべき高級の將軍であつた。かれらの指揮下にある兵隊は部曲と呼ばれるが、通稱には衆、士衆、兵とかが用いられる。部曲は主將個人の權力聲望で召募したものが多く、その主將が朝廷の將軍の官を有し、官の給養を受くべき點からいえば官兵であるが、主將との結合はむしろ私的情誼に基いている。この私的結合に相應して主將は某將軍等の官號以外に軍主という職名を帯びる。ただし上級武官になると軍主という名は見られなくなる。將軍の官號を有することは直ちに實際に兵力を掌握していることにならない。加兵、給兵、領兵とか記されることが必要である。西晉は天下を統一したのち、交州以外の州郡の兵を裁撤し、宿衛禁兵たる七軍五校の幹部には清望の士を任じ、その軍士は去就みな制旨の及ぶ所で、长假を與えられないかきり兵役に服する義務があつた。その他、諸王國には數千の國兵があつたが、これらは八王の亂に、中央の禁軍もろともまきこまれ、死亡流散した。その後、奴客を發して兵となす様な臨時措置が取られ、七軍五校にも兵員が備わらないことが生じた。咸和の初年、射聲校尉劉超が義興の人で志望した者を宿衛に充て君子營と稱した。哀帝の時、軍校に領兵なきを以て、五校及び前後右三軍を除いた。中央軍の弱體化を補うのに、荊州や淮南の方鎮の兵があり、北方の侵入に對抗すると共に、國內の政變に利用された。<sup>2)</sup>特に北府（北中郎將府の略）の兵は元來華北から移住した流浪の武士を編制した精銳の軍隊で、はじめは謝玄に屬し前秦軍を肥水で破り、のちに劉裕に歸屬し東晉を亡ぼすに至つた。官の器仗・廩布を受けているが實は主將の意のままに動き主を替へることを避けない方鎮の部曲はその後も南朝の政局に破壊的な役割を演じた。以下先ず主として南朝の軍主・隊主がい

なるものかにつき史料を擧示しつつ説明し、ついで其他の名稱に言及しよう。

## 二

軍主の名は早く魏志<sup>二</sup>郭淮傳に見える。即ち魏が蜀と戦い征西將軍夏侯淵が戦死するや、郭淮は散卒を收め、邊寇將軍張郃を推して軍主と爲したので諸營乃ち定るとある。これは臨時のことで中央政府から正式任命あるまで全軍の總指揮官としたものである。また魏志三注の魏名臣奏に、何曾が上表して「司馬懿は遼東を征する軍の大將だが、變事に備え副佐がいる」と述べ「軍主有儲、則無患矣」とあるのは首將司馬懿を軍主と呼んでいるのである。

軍という語がほぼ一定の兵力量を有する部隊を指すのに使われる例は、魏志<sup>二</sup>七の王基傳に、彼が大將軍司馬昭に屬し、城東城南の二十六軍を督し諸葛誕の反軍を討つたと見え、嘉平五年（253）吳の諸葛恪が合肥新城を圍んだ時、將軍樂方ら三軍、衆合せて三千人が守った（同四・注魏略張特傳）とあり、一軍一千人である。この數は北堂書抄<sup>六</sup>に引く晉令に、「晉承魏置五校尉。爲宿衛。軍各領千兵」とあるのに同じい。

隊主の語は晉書<sup>七</sup>九謝萬傳に見えるのが早い一例である。彼が監司豫冀并四州軍事假節となり北征の大任を受けたのに氣位ばかり高くて部下をかわいがらないので、兄の謝安が心配して「隊主將帥已下、慰勉せざるなし」と記される。檀憑之が劉裕と各一隊を御して戦つたことが宋書一に見え、晉書<sup>八</sup>の彼の傳には、一隊を領すとある。孔稚珪の上表に「衛霍出關千隊不反」「若不從命、不過如戰失一隊耳」（南齊書<sup>四八</sup>）とあるのは前者は文學的表現だが後者は隊が最小單位の部隊であったことを示している。周書<sup>五</sup>二李賢傳に「今若分諸軍分爲數隊」、同卷一に「絕其軍爲二隊」とあるのは隊が軍に屬していたことを示す。また「疑遣隊主張莫」（南史<sup>四〇</sup>英作）兒、率將吏擊破之」（同<sup>二二</sup>）とあるのは、隊主の下に、將吏若干名がいたことを示す。南北朝の官職名では某主と呼ばれるものが多く、その官署や集團の首長を指す。將の語はむしろ下位の幹部を指すこと例えば戍主、邏主の下に戍將・邏將がいた如くである。吏即ち軍吏は更に下位の屬僚を指す。

晋には部曲督<sup>(七)</sup>・部曲將<sup>(八)</sup>・副散部曲將<sup>(九)</sup>の官があつたが宋以後なくなる。軍主・隊主の稱號並びに軍・隊の編制が整つたのは宋に始まり、かつそれは宋の武帝が北府兵系統の軍隊に據つて國家を建てたことと關係があるのではないかと思われる。

## 三

南齊書<sup>四</sup>柳世隆傳は沈攸之が起兵した時(昇明元年477)尙書省の符の文中に討伐の諸將の官號部署を列示して

新除使持節郢州・司州之義陽諸軍事平西將軍・郢州刺史・開喜縣開國侯・黃回、員外散騎常侍・輔國將軍・驍騎將軍・重安縣開國子・軍主・王敬則、屯騎校尉・長壽縣開國男・軍主・王宜興(下略)

を遣わし、精甲二萬もて、その首旆を衝かしめ、また、遊擊將軍呂安國ら七將をして舳艫二萬、絡驛繼ぎ邁<sup>も</sup>ましめ、また四將をして輕牒一萬、その精要を截ち、驍騎將軍周盤龍ら四將をして鐵騎五千、步道より繼ぎ進ましめ云々(引用は節)とある中、軍主という稱が目をひく。この例では軍主の稱を有せぬ將軍が大部分であるが、同八蕭穎胄傳に、彼が梁王蕭衍

と共謀し南康王(和帝)を奉じ東昏侯を伐つた檄文には、「今、冠軍將軍・西中郎諮議・領中直兵參軍・軍主楊公則、寧朔將軍・領中兵參軍軍主王法度(ほか三名の軍主)らに命じて勁卒三萬もて波を陵<sup>あか</sup>し電の如く邁み、逕<sup>ただ</sup>ちに秣陵<sup>いた</sup>に造らしめ、冠軍將軍・領諮議中直兵參軍・軍主蔡道恭(ほか八名の軍主)らをして被甲二萬もて、直ちに建康を指し、輔國將軍・武寧太守・軍主鄧元起、輔國將軍・前軍將軍・軍主王世興らをして、鐵騎一萬もて、分れて白下(建康城南門)に趨<sup>おも</sup>かしめ、征虜將軍・領司馬・新興太守夏侯詳、寧朔將軍・諮議參軍・軍主柳忱(ほか二名の軍主)らをして組甲五萬を帥<sup>ひき</sup>い絡驛と繼發せしめ云々」と見える。全て二十將の中、軍主の稱なきは夏侯詳のみである。

南齊書<sup>五</sup>裴叔業傳に「建元元年。除屯騎校尉。虜侵司豫二州。以叔業爲軍主征討。本官如故。」とあるから軍主は本官ではない。同蕭景先傳<sup>三</sup>に「太祖鎮淮陰。景先以本官領軍主。自隨防衛城內。委以心腹」とあり、軍主は文官の中正と同じ

く領職である。しからば前掲諸軍主の本官は官品の何品に當るかと考えると、通典職官典官品の條に、南齊の官品のみ不詳としてゐるので、南齊書百官志の記載の序列と晋宋の官品とで類推する外ない。二十軍主の有する將軍號は冠軍三、寧朔四六、輔國七、寧遠五<sup>五</sup>一、建威四<sup>四</sup>二、屯騎校尉<sup>四</sup>一、兼帶として驍騎・前軍<sup>四</sup>品とも各一となる。百官志では冠軍・輔國・寧朔・寧遠・龍驤の各將軍を同處に列するが、冠軍・輔國は共に三品であらう。しかし平西・征虜等明かに三品でも上位の方と思われる將軍は軍主の號を有しない。崔祖思傳<sup>八</sup>二に、冠軍から征虜將軍に進んで「軍主如故」とあるから、軍主は三品將軍の低位、四品・五品の將軍に與えられる職名であつた。將軍以外では蘇侃が宋末に平南錄事（參軍）となり軍主を領した<sup>八</sup>二ことがある。また王景文が寧朔將軍を以て前將軍劉亮に隸し、賊を討つた如く、軍主の領職を有する將軍は上級の將軍に所屬して戰爭に参加する。ゆえに正史中戰爭記事では本官を略し軍主某として記されることが多い。

柳世隆傳前引のつづきに、沈攸之が諸軍主を召し、「自今、軍中に叛者あらば、軍主その罪に任ず」と戒めており、崔慧景<sup>五</sup>一は永元元年（499）廣陵にて諸軍主を召會し、「吾、三帝の厚恩を荷い、顧託の重きに當る。幼主昏狂、朝廷壤亂す。危うして扶けずんば責は今日に在り。願くは諸君と共に大功を建て以て宗社を安んぜばいかん」と言つたところ、衆みな響應した。また、都督劉亮は前後に敵を受けた時、諸軍主を召し會議した<sup>（二九王）</sup>。吳喜<sup>（南史八一）</sup>は軍を統べることを寛慢で、赭圻<sup>（安徽繁昌縣西三十里）</sup>に在りし時、軍主者（軍の主者）が百三十斛の米を傾餼<sup>（盜み貯）</sup>したのに初めから罪を問わず、諸軍主が皆治すべしというので、やむをえず三十の鞭を與えたがしかも責備しなかつた<sup>（梁書一〇）</sup>（やつた）。夏侯詳は梁軍起事の時、議して「軍主以下、匹夫に至るまで皆その言う所を獻ぜしめん」といつた。以上により軍主が主將の統御の下で軍隊の運用維持に當っており、主將が朝廷の意に反した獨立行動をとる時はその相談を受くべき責任者になつたことが判る。東昏侯は新蔡の人、徐世樹を直閣驍騎將軍に任じ、誅殺の權を委ねたが、陳顯達の叛するや、彼を輔國將軍に任じ、都督崔慧景の下で兵權をとらしめ軍主とした。事平ぐに及び、彼は人にいい「五百人の軍主、能く萬人の都督を平ぐ」と誇つた<sup>（南齊書七）</sup>。これで見れば軍主の指揮兵力は五百位のことであつたこと（この適例は宋書四・沈攸之傳の軍主范潛の場

合、但し八・鄧琬傳に支軍主となす。後述)、そして軍主の上に立つ將軍の實際の軍職は都督と呼ばれるべきものであったことが判る。しからは軍主の指揮する部隊の實態、その兵力の上下限はどこに置かるべきか、ひろく史料につき正さねばならぬ。

#### 四

軍主の指揮する部隊が軍である。例えば中興元年(501)七月、東軍主吳子陽ら十三軍が郢州を救い、加湖に屯す、(南齊書八)とあり、世祖、軍主桓敬・陳胤叔・荀元寶ら八軍を遣わし西塞に據り堅壁して賊の疲るるを待たしむ(同二四)とあり、(曹)虎、軍主田安之ら十餘軍を遣わし出でしむ(同二〇)とある。軍主は將領である。呂安國傳(同二九)附傳に、全景文が少壯の時、沈攸之と共に人相見から方伯に成り得ると豫言され、自らうち消したが、なお將領たることを得て軍主となつた、とある。軍主の帯びる官職にも上下があり、それにより軍の規模も異つたと思われる。<sup>4)</sup>前掲、梁軍の編制を見ると、楊公則ら五軍主は勁卒三萬をひきいるから、一人平均六千、蔡道恭ら九軍主は被甲二萬をすべ、一人當り二千二百餘、鄧元起・王世興は鐵騎一萬を分領している。蕭蹟(武帝)は南康郡城に據り軍主張應期・鄧惠眞三千人をつかわし豫章をおそわしめ、これに對抗して晋安王は、軍主談秀之ら七千人をして西昌にて營壘をきずかせた(同三)。これらの軍主のみが全ての兵員を指揮下においたとすれば一軍は一千以上、數千の兵から成つたと思われる。これに類する例をあげると、魏虜傳(同五七)に台が軍主崔靈建・楊法持・房靈民の萬餘人をつかわす、とあり、征虜將軍蕭懿が軍主胡松・李居士ら數千人をひきいた(同五一)とあり、梁州刺史蕭懿が軍主姜山安・趙超宗ら數軍萬餘人をつかわし、角弩・白馬・沮水に分據し拒戦せしめた(同五七)、また梁州刺史陰智伯が軍主席德仁・張弘林ら數千人をして應接せしめた(同五七)とある。沈攸之・袁粲の起兵の時、齊の豫章文獻王嶷が帳内軍主戴元孫二千人をつかわした(同三二)とある。

大體千人の兵をひきいる例もある。陳顯達が千兵を領し下邳を守つた(宋書七四・沈攸之傳)。崔慧景が渦口村に屯し、太子中庶

子梁王及び軍主、前寧州刺史董仲民・劉山陽・裴颺・傅法憲ら五千餘人をして進みて鄧城を得しむ(同一)とあれば一軍千餘となる。

同一記事中でも軍の兵數に大差ある例は、楊氏の傳南齊書五九に梁州刺史陰智伯が軍主、寧朔將軍桓廬奴・梁季群・宋國・

王士隆ら千餘人をしてこれを拒拒がしめたといえ、一軍二百五十餘人であるが、ついで「又、軍主陰仲昌ら馬步數千人をつかわす」と云う。但しこれは他の軍主の名を省略したのかも知れず、又前の諸例についても表現の明確でないのも見受けられる。よつて次には一人の軍主のその時に當り指揮した兵力を端的に記した例を示そう。

淮陰の軍主王僧虔ら五百人を領して赴き救う同二九周盤龍傳。李安民同二七は魏と戦つた時、族弟の馬軍主、李長文の二百騎をつ

かわし前驅となし、自ら軍副、周盤龍・崔文仲とその後を係係ぎ軍を分ち林に隠る、という。劉懷珍同二七は軍主段僧愛ら馬步三百餘人をつかわし掩擊してこれを斬るとあり、齊の太祖は軍主房靈民をして百騎を領し追送せしむ同二七、とある。裴叔業は軍主徐玄慶をして四百人をひきい、中兵參軍于琳之に隨ひ州城に入らしむ(同四〇晉安王傳)とある。

以上あげた多くの例では軍主のひきいる兵力は一定しない。張弘策は蕭衍起兵の時、輔國將軍軍主と爲り萬人を領した(梁書一)。梁武帝の冠軍將軍軍主姜脩は衆二萬をひきいた(魏書五二趙還傳)が、これは特例と見なす理由がある。北魏では鎮に都軍主があり(梁書二天監六年)、軍主の上位と思われるが明かでない。實戦の場合、軍主はその管理下の一部を指揮することが多かつたであろうから、その兵力の差は重視するに及ぶまい。建元三年(481)南齊が緣淮の居民が魏軍を恐れ逃亡するのを

禁止するため梁山等十所に計二十一軍を置き内外悉く階賞を班ち以て威刑を示す(南齊書五七魏虜傳)とあり、軍が軍政上の單位で、單なる部隊の汎稱ではなかつたと考えられる。また軍主の下に、軍副または・副軍主の職があり、軍主事故の際、代つて兵衆を歸附させた(蕭續傳)ことが各條の例で知られる。

北朝において軍主の地位はやや低く、その代り南朝にない統軍の稱がある。そしてこれらは官品に列せられる本官である。後周官品命では軍主は四命で統軍は二級上の正五命で、更に上位に正六命の別將がある。その上は都督<sup>七</sup>・帥都督<sup>七</sup>・大都督<sup>八</sup>であり、整然たる階級に並べられている。<sup>9)</sup>北魏の例で邢釐<sup>北魏書六五</sup>が世宗の時<sup>(梁の天監四年505)</sup>使持節都督征梁漢諸軍事(後に)使持節梁秦二州刺史となり、漢中を大舉遠征した時の記事に、魏書には、彼が寧遠將軍楊纂・統軍楊衆愛・汜洪雅等をして卒六千を領し討ったこと、なお統軍の韓多寶・李義珍・王足・傅豎眼が彼の指揮下に行動した、そして梁の巴西郡を平げ軍主李仲遷をして守らせたとある。

楊大眼<sup>(魏書七三 北史三七)</sup>は起家奉朝請となり、高祖が梁を親征せんとする時、尙書李冲をして征官を選ぶことを典らせた時、

彼は三丈の繩をもとどりに繋ぎ馬よりも速く走るといふ技能を示して逸材とほめられ軍主に用いられた。同僚を顧みて、「余は今日、蛟龍が水を得たが、これから諸君と同列にはいないぞ」と豪語し、ほどなく統軍に遷った。累進して直閣・

輔國・游擊・征虜將軍を歴任し、荊州蠻の反には別將として都督李崇に隸して討平した。世宗の時、武衛將軍<sup>從三品</sup>假平南

將軍<sup>正三品</sup>持節と爲り、統軍曹敬・郗虬・樊魯ら諸軍を都督<sup>品</sup>して梁の江州刺史王茂先を破った。しかし彼はまだ職名としての

都督ではなかったらしい。ついで梁の宿豫城を討つ時、假平東將軍<sup>正三品</sup>別將として都督邢釐とこれを討破し、この時、

彼の縮する所の統軍劉神符・公孫祉兩軍の失策がもとで敗走し、責を負い營州の兵に従された。しかし前勲により、やが

て太尉長史持節假平南將軍東征別將となり都督元遙に隸して淮肥を防いだ。これによって北魏において、軍主―統軍―別

將―都督の序列は明かであり、また南朝の軍主に當るのは統軍と呼ばれ、軍主はむしろ南朝の隊主と、その任用方法から

見ても類似している。

奚康生<sup>魏書七三 北史三七</sup>は太和十一年<sup>(北史は太和初とす)</sup>前驅軍主から宗子隊主となり鍾離に従征し南齊と戦ったが、魏書では「康生時爲

軍主」とあり、殊勲を立て直閣將軍に假せられた。宗士隊は主として鮮卑貴族子弟を編成した近衛隊であるが、この時彼は本官が宗士隊主だから軍主とは南朝的な意味で通稱したと見られる。その後、吐京胡の反に軍主となり、章武王彬に従

い五百人をひきいた。彬は甲卒七千を五軍に分け胡と交戦し、その四軍が敗れたのに康生の軍のみ全く、功により統軍となり精騎一千をひきいた。その後、功を累ね、別將となり羽林三千人を領し騎歩甲士に隨便割配された。のちまた四千を領した（この條魏書）。蜀の大遠征の時は安西將軍を假せられ步騎三萬を領した。北魏の都督―別將―統軍―軍主の領職であったこと、その指揮兵力の等差は以上で明かである。賀拔勝の父、度拔は魏の正光末、武川軍主であったのを、破六汗拔陵の反の時、懷朔鎮將楊鈞が召して統軍に補し配するに一族を以てした（同書一四）。統軍は兵隊募集の任務があった。やはり正光末年、西道行台元顥は薛循義を統軍としたが、時に詔あり、能く三千人を募り得た者を用いて別將と爲すとあった。循義は平陽・河東を廻り七千餘人を集めたので假安北將軍西道別將となった（北齊書二〇）。これは統軍に限らず、當時の軍校はみな同じ事情にあった。

軍には兵種により水歩馬の別があった。南齊書九劉懷珍傳に大明三年（459）彼が水歩四十餘軍を督したとある。馬軍主の例は陳天福（南齊書三）・李總（陳書五宣帝紀）等である。

また軍の任務の別により、帳内軍主（南齊書三〇）・游湯軍主（同五一・崔慧景傳）・董伯珍（周文育傳）・前軍軍主（陳書一二）・伐蠻軍主（同三〇・曹虎傳）あり、地方によつて荊州軍主（南齊書魏廢傳魯休烈）・郢州軍主（宋書八四・鄧元起傳）・鄭榮玄（鄭榮玄傳）官署によつて北魏には左廂軍主（北齊書二〇・北史五三・慕容儼傳）がある。

北朝では帳内統軍（北齊書二〇・步大汗薩・同二二・李元忠傳）の李愍（李愍）の稱あり、從つて帳内別將（北齊書一）・帳内都督（同韓顯伝）・帳内大都督（前引步大汗薩傳）がある。これらは北齊の例であり、すでに官品に記せられる本官である。帳内は主將の親兵であり、張保洛（同九）が高歡に帳内を以て從つた等例が多い。<sup>9)</sup>

兵力の大きな軍には支軍・別軍があった。鄧琬傳（宋書八四）に支軍主が五百人の兵を有したことが見え、南齊の楊法持は還俗沙門であるが寧朔將軍軍主となり、支軍をひき魏と戦つた。別軍主の例は南齊書武帝紀にある。

隊主の語は前掲の晋書謝萬傳に初見するが、隊主任用に關して宋書<sup>七</sup>(南史<sup>三</sup>)沈攸之傳に詳しい。

沈攸之の父叔仁も宋の衡陽王義季の征西長史兼行參軍で領隊したと記される。父の死後、元嘉二十七年(450)魏の侵入の際、三吳民丁を發した時、彼もまた發せられ建康に至り領軍將軍劉遵考のもとに行き白丁隊主に補せられんことを求めた。遵考は「君の形陋(狭小)なれば堪えず」と斷った。攸之は歎じて、「むかし孟嘗君は身長六尺で齊の相となった。いま士を求めるのに肥大の者を取るのか」と。そのため從叔の太子步兵校尉沈慶之に従い征討し、二十九年、西陽蠻を征する時、はじめて隊主となった。

沈攸之傳には更にいう、彼が才力の士を招集した時、隨郡人雙泰真是幹力あったが召しても來ようとしなかった。そして泰真是江陵にゆき賣買していたが、それを知った攸之は彼を連れてきて隊副に補し厚遇した。しかし泰真是やがて逃亡し、追手の數人を殺し、蠻中に亡命した。追手は彼の母を捕えて歸った。泰真是やむなく歸順したが、攸之はこれを罪せず、孝子なりとて錢一萬を賜い、隊主に轉補した。宋書は攸之の行爲を矯情任算と評し、南史は抑情待士と稱している。同時代人の沈約の觀察の方がうがっているであろう。身長體重が採用の標準の一であった様な下級幹部將校の主將に對する關係はむしろ拘束的なものがあつた。

王廣之<sup>(南齊書二九)</sup>が少くして弓馬を好み便捷にて勇力あり、初め馬隊主となりのち軍主になったのは、隊主↓軍主のコースが軍校の昇進の順序であつた一例である。

黃回<sup>(宋書八一)</sup>は竟陵の軍人(軍戶)で平民と違つた戸籍にのせられ、出身して郡府の雜役、傳教をへて太守臧質の齋師<sup>後</sup>となり、彼の轉任に附從する中に功を立て軍戸を免ぜられ、質が江州刺史となるや擢んでられて白直隊主となった。敗軍により台軍主に錄せられ江州の作部<sup>(官營武器工作所)</sup>に付せられ、赦にあひ建康に來り江夏王の馬客と詐稱し、鞭罰をうけ右尙方に付せられるなどという浮沈をへた後、中書舍人戴明寶に事え、彼の爲にその邸宅及び別墅を警備する隨身隊を領した。さて彼は明寶の進言により明帝の許可をえ、江西の楚人の中から快射手八百人を募り、寧朔將軍・軍主となった。

隊主であるのには馬を自辨で有しなければならぬ。宋書<sup>八</sup>・宗越傳によると、彼は初め太守夏侯穆にぬきんでられ隊主となり蠻を討伐し、その度ごとに功あり、郡將は一勝すること五千錢を賞した。彼は家貧しく馬が買えず、常に刀楯もて歩み出で單身挺戦していたが、賞金をためてやっと馬を買った。後、州に出仕して隊主となり、世祖が襄陽に鎮した時、揚武將軍となりて隊を領した。なお注目されることは彼が隊主となつてから、彼の家が役門から次門に復歸したことであるが、ここには深くふれない。また隊主にも州に屬するのと郡に屬し太守の任用にかかわるものがあることも判る。周山圖が吳郡・晋陵の防郡隊主であり(南齊書<sup>二九</sup>)、武陵内史蕭嶷が隊主張莫兒をして蠻を伐たしめた(同<sup>二二</sup>前引)等の例がある。北齊の高歡が家貧しく武明皇后を聘して始めて馬を所有でき、懷朔鎮に給せられ隊主となるを得たこと(北齊書<sup>一</sup>)はまた北魏では鎮の下に隊主があつたことを示す。

しかし隊の兵力は軍の場合と同様まちまちである。宋書<sup>四</sup>・朱齡石傳に宋魏戰爭の際、「高祖乃遣白直隊主丁晡率七百人及車百乘。於河北岸上。去水百餘步。爲却月陣」とある。白直は王公の親衛隊で、南齊の太祖が宋末、東府に鎮した時戴僧靜・曹虎が各々白直三百人を領した例がある(南齊書<sup>三〇</sup>)。

戰鬪以外、儀衛の任務に服する隊には種々の名稱がある。東昏侯が封雉場二百九十六處を置き、鷹犬隊主徐令孫、媒翳隊主俞靈韻と馬を並べて走つた。また彼が游盪主崔叔智をして後、雲龍門を開かせた(南史<sup>三五</sup>)、とあるのは游盪隊主であろう。

南齊の世祖の弟豫章文獻王嶷が恩禮篤きを謝して自ら陳べて、「私は朝廷から還ると儀刀・捉刀や左右十餘を省き、郊外に遠行する時には一時従える。入殿すれば服身を省く。いま牽仗する二俠轂二白直共七八十人ある」と言い、世祖は答えて、「俠轂白直は共に百四五十なるべし」と言つた。夾轂隊・白直隊各二あれば一隊は正規では三四十人である。宋書<sup>六</sup>江夏王義恭傳に、孝建元年(454)南郡王義宣・臧質の反に當り、彼が黃鉞と白直百人を加えられたこと、のち王侯の權勢を弱めるため有司奏して、「諸鎮常行軍、前後不得過六隊白直、夾轂不在其限」また「夾轂隊不得絳襖」と言つたことを

載せている。六隊なら二百前後である。前例の白直隊七百は戰時編制のためであろう。また晋安王子懋(世祖七子)が隆昌元年(494)都督江州刺史に遷された時、西楚部曲を留めて陳顯達の屯する襄陽に助鎮させ、單に白直・俠轂を自ら隨えた。宋書七・王僧達傳に「荆江反叛するや僧達に佐を置き兵を領することを加す。台符は千人を置くをゆるす。しかるに輒ひより三十隊を立て、隊ごとに八十人あり。」とある。即ち勝手に二千四百の兵力を有したという。

隊はその任務や指揮系統により種々の名稱あり、曹虎は南齊太祖の防殿隊主となり西齋に直した(南齊書三〇)。また南兖州隊主陳文興(梁書一)とあるのは州所屬の隊である。また曹虎はその後、直閣將軍領細仗主となったが、これは細仗隊主の略であろう。梁の張惠紹が驍騎將軍左細仗主となった(梁書一八)とあるのも同様である。

隊主を領した者の本官を検すると、南齊書二張瓊傳に、防郡隊主疆弩將軍郭羅雲の名があり、前記の例からみて、直閣・前軍・驍騎將軍などと相當し、軍主からはやや低いが明確な對應關係は見られな

い。隊主の次位に隊副があったことは張敬兒(南齊書二五)が郡馬隊副から、隊主に轉じ、やがて寧蠻府行參軍(七品)となった例で知られる。また戴僧靜傳(同三〇)附陳胤叔傳に、「初め左夾轂隊將となる」と見える。隊將とは隊主の下の幹部と解してお

く。  
なお附言すべきは陳代に蓋主の語が散見する。帳内蓋主黃叢(陳書一)・蓋主侯法喜・孫泰(同二)の如くである。通鑑一六・陳紀胡三省注に、主驍銳跳蓋之兵。猶北齊之直蓋都督也とある。遊蓋軍主の例は前にあげたが、北堂書抄七一に西晋のこととして幽州突騎・豫州蓋騎各五千人とあり、蓋には抵禦の意があるから、特殊な部隊名に用いたものである。その隊長たる蓋主がその指揮兵力から見て、隊主か軍主かどちらに匹敵すべきか不明であるが、南齊書三〇戴僧靜傳に、「虜圍甬城。遣僧靜、戰盪數捷、補張內軍主」とありまた、「其袁黨輔國將軍孫曇瓘驍勇善戰、每蓋一合、輒大殺傷」とあり、蓋は合戰の回數の單位をさしている。つまり蓋主の蓋は戰闘單位部隊を指すと見たらよい。

軍主・隊主に關する考察はそれらのひきいる兵士たる部曲の研究に連絡し、兵制史の考究は社會史的關連にもたらさねばならぬ。陳書<sup>一</sup>・魯廣達傳にいう、「時に江表の將帥各々部曲を領し、ややもすれば千を以て數う。しかして魯氏は尤も多し。……廣達に隊主楊孝辯あり、時に廣達に従うて軍中にあり、力戰陷陣す。その子もまた孝辯に隨い刃を揮い隨兵十餘人を殺す。力窮りて父子俱に死す。」と。即ち隊主らとその將領の關係は部曲とその情誼にうらづけられたものである。薛渢<sup>(南齊書 三〇)</sup>は太祖から部曲を領することを任され、帳内に備衛し征伐に従うとあり、また戴僧靜<sup>(同 三〇)</sup>は祖父が法を犯し青州に徙されたのではじめ北魏の領有下にあつたが家屬をひきい南歸し、あたかも淮陰で兵力を蓄えていた蕭道成に投じ、かつて錦を載せて都から出るところを歐陽戌につかまり兖州の獄に繋がれたのを、道成が脱獄させ、齋内にかくまい、その家に毎年、數千斛を給したという。國法にそむいた者を主將が非合法的に保護するところに主將と部曲との關係がある。僧靜は道成の軍主として力戰し、勳階は積射將軍<sup>品八</sup>羽林監に至つたが、二人の命令服從關係はあくまで主將と軍主とのそれであつた。宋の王玄謨が北地の傳融の三子<sup>(靈慶・靈根・靈越)</sup>を引いて軍主としたのは彼らが壯勇で一、十に當る士を多く歸附させていたからである。<sup>8)</sup>すでに部曲を有したものが軍主として國軍に編入されたわけである。

部曲の意義の歴史的變遷についてはすでに多く論議されてきた。要は南朝において朝廷の軍制が豪族の私有兵力を官が認めるという立前に成立し、朝廷はその豪族の主將もしくは幹部を官階の定める諸將軍に任命するが、彼らの活動を支えるのは私的な部曲的關係であるという事實を指摘すれば本論の範圍では充分である。しかしてかかる豪族の兵力は北朝に對する交戰及び農民暴動の鎮定については王朝を支持しその指令下に動くからそれは國家の軍隊としての機能を果たすことになり、政權をめぐる豪族軍閥の間の争いでは私的性格を露骨に出して内亂に参加するわけになる。南齊書<sup>七</sup>・李安民傳にいう、

宋泰始以來、内外頻有賊寇。將帥已下、各募部曲、屯聚京師。安民上表陳之。以爲自非淮北常備、其餘餘軍悉皆輸遣。若親近宜立隨身者、聽限人數、上納之。故詔斷衆募。

これは南齊國初のことである。しかし王廣之傳<sup>九</sup>によると、南齊世祖の永明十一年（493）虜動くや、彼に節を假しその郷里の部曲を招募させたとある。周山圖傳<sup>二</sup>には宋の泰始六年（470）自稱東海王田流の反を伐つ時、廣く購募を設けたとある。また焦度がはじめ晋安王子助の部將として台軍と戦い敗れて宮亭湖中に逃れ盜賊となったが、のち江州刺史王景文の誘いにより部曲をひきい出首し、その鎮南參軍中直兵參軍となり厚待されたとあるのは、部曲が指揮官との關係をたすに官の組織に入りこんだことを示している（南齊書<sup>三〇</sup>）。

垣榮祖（同八）はかつて徐州刺史薛安都に拘われ逃亡できず、やむなく部曲を收集し彼の將領となり、すきを見て淮陰に走り蕭道成に歸附した。道成がこれを保持とあるのは、國法に問われぬように庇護したことである。

主將が部曲に分賜する例は次のべる吉士瞻である。南史<sup>五</sup>によると彼はかつてはだをぬいで博奕した時、禪がなくて同僚から侮られたが、のち魯休烈を平げて得た絹三萬匹を、その中百の禪を作った外はみな軍士に賜い、私室には入れなかった。また梁の羊侃は朝廷から金銀絹を送られ戰士にも賜與のさたのあったのを辭し、部曲千餘人に私に賞資を加えた（梁書<sup>四〇</sup>）。

梁の魚弘が部曲數百に錦袍を衣せ、道路に赫奕たるさまで、皆から羨ましがられた（南史<sup>五五</sup>）のも、彼の私的な給養によるものである。彼は太守であった時、自ら人民を擄取するのを誇ったほどだから、民から取りあげたもので兵士を養ったのである。

一體に部曲は主將の威光をかさにきて人民に對し横暴であつた（例えば梁の曹景宗<sup>梁書</sup>の兵士）。しかし馮道根のごとく部曲を檢御して略奪を戒しめ、部下の勳功についても上長官の裁量にゆだねた將軍もある（同<sup>一八</sup>）。

私的性格をもつ部曲を國家の法制に従わせることは重要なことであつたが、その場合でも私的結合が優位をしめたらし

いことを示すのは次の例である。前掲の吉士膽が死んだ時、その子の璫が從軍中、軍制を顧みず所部を離れたのに對し、詔して孝子として旌異を加えた。部曲に對して朝廷は主將の子が父に對する至情を禁ずるものでないと知らせることにより主將と父子的結合にある彼らを慰撫したのであらう。

蕭衍の軍が建康を占領した時、南齊の東昏侯の愛人、潘玉兒を婦となさんと請うた軍主田安があった。潘妃は「下って非類に匹たらんや」と泣いて自殺したという話がある(南史) (五五)。

侯景は略奪した財寶を將士に班賜したのでその軍は士氣さかんであつた(梁書) (五六)。楊大眼は士卒を撫循して呼んで兒子となし、傷いた者にはために涙を流した。しかしのちに性質が變つて士卒をむちうつた(北史) (三七)。以上は主將と兵士との擬制父子的結合にも似た私的關係を考えしめる。

南朝史を通じて、比較的安定した面について言えば、部曲は官兵であり、軍戸(兵戸)という戸籍に編入され戦死すれば棺を給し本郷に送還し、その家族の税役を復除され(例、陳書四・光大二年正月庚子詔)また傷病者に醫藥を給せられた(例、同太建二年三月丁未詔)年六十になれば放還される(例、同年八月甲申詔)といった待遇をうける。彼ら個人は軍人・軍士とよばれる。

しかし軍戸も常には生活を保障されない。陳の後主張貴妃は兵家の女であるが、家貧しく父兄は席を織るのを業とし、彼女もはじめ後宮の給使となつた(陳書) (七)。軍戸の困窮は軍戸の離脱をきたす。陳の高宗の時、戎昭將軍山陰令となつた褚玠が、縣民張次の・王休達らがわるい吏と賄賂を通じ全丁大戸を多く隠没したのを調べあげ、搜括して軍民八百餘戸を出した(陳書) (三四)というから、縣戸は軍戸と民戸とから成つたが、大姓の私屬となつて國家の籍に登らないのもあつたのである。

ゆえに國家が新たに兵力を必要とする時は召募せねばならぬ。そして召募とは徵兵制のもつ強制力はないし、また全然あてのない所に應募者を探すこともできない。結局、郷里に歸れば豪族としての勢力をもつ所の將軍の手腕にたよる。

顧野王は侯景の亂の時、本郡に歸り鄉黨數百人を招募し義軍に投じた（陳書三〇）。招募を待たず、家世の部曲をひきいた例は樊毅である（同一）。また沈約の孫、沈衆は、吳興にいる家代所隸の故義部曲を招募し侯景を討つことを梁の武帝に請い許され、袁泌も吳中で士卒を招募した。この二人は力つきて侯景に降り、のち陳霸先に歸した（陳書一八）。しかし彼らの部曲と彼との結合は存続した。南陽の劉廣徳は元帝に仕えその亡んだ後王琳に歸し、のち陳に歸したが、文帝はなおその舊兵を領させた。周文育の殺されたのち、その子、寶安を陳の世祖は將軍に任じその舊兵を領せしめた（陳書八）。舊兵とは、主將の官が轉じたり、代替りになつても、所屬を變えない兵士を指す。主將とかかる部曲との關係は密接であり、心膂と呼ばれることもある（陳書三一・樊毅傳）。

侯景の亂は南朝の社會制度に廣範圍の打撃を與えたがこの前後の時期には華中南の豪族による暫定的秩序の形成が見られ、兵制の背景をなす社會事情をあらわに提示したことが多い。陳初、江南には熊曇朗豫章南昌・周迪臨川南城・留異東陽長山・陳寶應晉安侯官の四政權あり（何れも陳書三五傳あり）住民を奴隸・兵士となし、地方官など眼中になく、堡寨を固め自衛し、周迪の如きは田疇を所部に分給し、その耕作を督し、兵糧を貯えた。彼らは土着の豪傑で、鄉黨關係から兵士を制御することが巧みであり、留異が蕭大連の司馬となり軍事を任されると、そして大連の軍主や左右を督責し私に威福を樹て、ついに自分の衆をひきい侯景の方へねがえり、妻子を人質に差出し信用を博し、さらに王僧辯に仕え陳の都督となった。かかる政權を與えたものが上述の性格をもった軍隊であり、それは同時に自活できる經濟力をも有した。軍戸の制は陳代では破壊し招募による軍隊が重要になったが、この軍隊は主將との間に、國家の管理以上の親密な關係をもち、また軍戸の制じしんも、かかる私的關係の介在によつて補強されていたのではないか。この時期に義主、即ち義軍の軍主を指す語が出てくる。また洞主の語あり、洞とは南方蠻族の聚落であり、その部民をもつて編成した軍隊の主が洞主であろう。

なおここで主帥という語について考察したい。この語ははじめは首長を呼んだ一般的意味をもつたが、南朝後期では軍主に類する用例が多くなる。魏志四の咸熙元年（264）の詔に「又孫休病死、主帥改易、國內乖違」とあるのは國主とい

うに外ならない。晋書八の麴允傳に、村場主帥とあるのは軍事村落の自衛隊長である。

陳書〇華皎傳に、錢明本高祖主帥、魯閑本張彪主帥とあり、同二杜僧明傳に彼が周文育と共に太祖に親任され引いて主帥となりやがて表されて長史となったとある。これはある首領が従える所の警備隊長であらう。この意味の主帥は齊梁代ではその上に種々な名詞が附加されて現われる。例えば胡僧佑が高祖に器とせられ、超武將軍・文德主帥となり、項城を成らしめられたこと(梁書四六)、北周の楊忠が梁に奔り、大德主帥・關外侯となったこと(周書一九)、裴之橫が河東王常侍直殿主帥であった(梁書二八)、裴之平が梁の時、文德主帥となり都督夏侯亶に隨ったこと(陳書二五)、南齊の時には、含德主帥荀勗が他の近衛武官と共に少帝を廢せんと謀ったこと(南齊書五一)、齊の明帝の心腹左右の陳世範が、宿將王晏と世祖の故舊の主帥が道中で陰謀を計るとの情報を探りえたこと(同四二)、東昏侯が延明主帥黃文濟をして兵を領し、蕭坦之の宅を圍み殺させたこと(同上)がある。また陳慶之は邵陵王常侍・宣猛將軍・文德主帥・右衛仗主となり(梁書三二)、陳昕はやはり文德主帥・右衛仗主となった(同三二)。

さて文德・含德などの語は宮殿の名で、某主帥とはその殿に直する守備隊長の長と考えられる。されば右衛仗主とかこれに類する御仗主(梁書四八)、細仗主(同八一)、蕭諸傳(蕭諸傳)などと共に儀仗兵の隊長であったと思われることと考え合せ、主帥は隊長程度の小部隊の長を呼んだものと察せられる。なお梁書五蕭子恪の傳に關人趙敢祖が天監初、入りて臺の齋帥となったとある。齋帥も主人の身邊を護衛する隊長で、北朝に直齋・直齋・直閣などを冠する武官がいたのと同様の職であらう。

北魏の太祖が中山を平げてのち多く軍府を設けあい威攝し、八軍あり、兵各五千人で、食祿主帥は軍に各と四十六人あった。中原平定後、南方防備に當り、一軍の兵千人位に減つたのに主帥はもとの定員だったので、楊椿が奏して四軍をやめ、主帥一八四人を減じた(魏書五八)。前述のごとく北魏では軍は統軍がひきいたから、主帥とはその下位の武官であつた。

南齊書四徐孝嗣傳に彼が屯田を立てんと請い、「州郡縣戍主帥以下、悉分番附農」とある所の主帥はいかに解すべきか。

徐世譜が世々荊州に居り主帥となり、梁元帝が刺史として赴任すると郷人を將領しこれに仕う（陳書一三）とある。また陳の天嘉三年（562）詔に「其賊主帥節相並許開恩出首」とあるが、節相は南史六に従い節將を正しいとすべく、永定二年十二月丁亥の詔に、

梁時舊仕亂難。播越始還。朝廷多未銓序。又起兵以來軍勳甚衆。選曹即條文武簿。及節將應九流者。量其所擬。於是隨材擢用者五十餘人。

の中にある節將と同じで、節即ち指揮權を與えられた將であろう。單に將といえば下士官に當る下級の職であり、戍主・邏主の下に戍將・邏將がいる如くである。主帥とは指揮者としての各地方官をさすのであろう。

## 八

軍主の統屬關係につき、軍主の上に立つのは都督なるべきことを先に一言した。都督の稱について通典三によると、後漢末の袁紹が沮授・郭圖・淳于瓊の三將をして各一軍を典せしめ、のち沮授の統べる軍を三都督に分けた、といい、黃初三年（222）に都督諸州軍事の號が始まり、都督の中最高なるは都督中外諸軍事（曹眞）とか假黃鉞大都督（司馬懿、昭）など呼ばれ、この稱號は南朝でも宗室や大臣の榮譽ある地位に用いられた。大都督には羽葆（鳥の羽飾りした華蓋）鼓吹（樂隊）などの標章や、兵萬人、騎二千から成る儀衛、左右長史・司馬・從事などの屬官がある。都督は萬人をひきいるものだと通念あり、周山圖（南齊書二九）が退官後、單身で莊園を往復したのを天子が戒しめて「萬人都督であつた者ならせめて仗身（護衛兵）を自ら隨え、不慮の事に備えよ」といった。

晋代に、都督諸軍事、監諸軍事、督諸軍事の三等級ができ、數州乃至一郡の軍司令官に任じた。また各々に使持節・持節・假節の三種あり、第一は二千石以下の者を專殺しうる司法權あり、第二は無官の者を、第三は軍令を犯す者のみを處罰しえた（通鑑）。晋の太康中に州には都督と刺史と別々にあつたが、惠帝末以來兼任になり、總じて南北朝の戰亂時には地方民

政長官たる刺史がほとんど常に都督などの名に於て軍政長官を兼ねていた。従つて刺史は都督と同格と見てよく、周盤龍傳(同九)に建元二年(480)北魏が壽春を攻めた時、彼が軍主となり節を假せられ、豫州刺史垣崇祖を助けたとか、劉懷珍傳(同七)に彼が使持節都督徐兗二州軍事・輔國將軍・平胡中郎將・徐州刺史・艾縣侯邑四百戸として、水歩四十餘軍を督し北魏に侵された二城を救つたという記事は都督(刺史)・軍主の上下關係を示す。軍主の本官はわりに低い場合もあり、張欣泰(南齊書五一)が領軍長史、諮議參軍をしてからまもなく建武二年(495)軍主となり、蕭赤斧(同三八)が奉朝請から大明初年(457)軍主となつたのがその例である。崔祖思傳(同二八)に冠軍將軍軍主となり淮上に屯し虜を防ぎ、征虜將軍に進號したが軍主如故とあり、假節督青冀二州刺史となり將軍如故とあるが、軍主はやめた。

陳顯達(同二六)は軍主を以て徐州刺史劉懷珍に隸して北征し、裴叔業(同五一)は右衛將軍蕭坦之に軍主をもつて隸し魏の二城を攻めた、崔文仲(同二八崔祖思傳附)は徐州刺史として軍主崔孝伯らをして淮を過わたらせた。しからは軍主は太守と同格であるべく、宋の全景文(同二九呂安國附)は征虜將軍・南琅邪・濟陰二郡太守・軍主に遷つた。呂安國傳に、平西將軍黃回が郢州に至り、軍主任侯伯をして湘州の事を行わしめた。

なお軍主と後述の戍主との關係はいかに。崔文仲が軍主陳靖をして魏の竹邑戍主白仲都を攻めしめ(同二八)、軍主成買が甬城を戍つた(同二九周盤龍)ことは戍主と軍主の持つ兵力の相等を考えしめるが、淮水に沿う角城(甬城)戍主皇甫仲賢が軍主孟靈寶ら三十餘人をして虜軍を城東の白爭門にて拒がせたとある如く(南齊書二九周盤龍傳)、戍主が軍主をひきいる場合もある。

## 九

上述した職階とは別に軍司という語が晋代以來散見する。金石萃編五の關中侯劉韜墓志の説明に正史に見える魏晋代の軍司の例を十八條かかげている。劉韜は晋の使持節都督青徐諸軍事征東將軍軍司であつた。軍司は晋書職官志に載つていないが、軍中の要職であつたことは多くの例から判る。司馬昭が咸熙元年(264)天子を奉じて蜀漢を征する時、魏の諸

王侯みな鄴城にあり、從事中郎山濤をして行軍司事たらしめ鄴に鎮せしめた（一）（晋書）。この前年、鄧艾・鍾會が蜀を伐った時、廷尉卿衛瓘は本官を以て持節、二將の軍事を監し、行鎮西軍司として千人の兵を給せられた。その後二將の失脚の事件前後の衛瓘のはたらきを見ると軍司の要職であることが判る。

太傅東海王越が荀晞を伐つ時、太尉の官にあった王衍を太傅の軍司とし、越病死の後、衆は王衍を擧げて元帥とした（晋書四三）。王敦が反意をいだいた時、その妨害になる譙王承を迎えて軍司とせんとした（三七）（同）のも軍司が重職であったことを示す。太尉郗鑒が病あつき時、蔡謨を出し太尉軍司加侍中となした。鑒の死後、事實上彼の後任として征北將軍となつた（七七）（同）。

軍司が重要であるのは軍法を處理し、全軍の監督の地位にあったからだと思われる。都督羊祜が夜、外出せんとした時、軍司徐裔が戟を執り營門を守り、「將軍は萬里を都督す。あに輕脱すべけんや」と止めたこと（三四）（同）、李熹が御史中丞に在官後、免官されていたが寧北將軍司馬卞の軍司になったこと（四一）（同）、王潛が征吳の後、王渾と功を争ひ上表し、自己の軍隊が略奪しなかつたことを辯解している中に、「臣また軍司張收らと孫皓の宮に入つて觀た」と言っており（四二）（同）、部將の罪をかばうため汝南王亮が軍司雷瓘と上言し、「節度の咎、亮に由る」といった（三七）（同）ことが同様證據になる。

義陽王望が太尉の時、詔して太尉軍司一人、參軍事六人、騎司馬五人等を備置した（五九）（同）とある如く、太尉や太傅その他高官に軍司という職がおかれたと思う。

東海王越が尙書曹叡を（五九）（同）、杜預が尙書劉寔を、それぞれ軍司としたごとく、本官のある者を軍司にする場合の外に、王戎が事に坐し免官中、趙王倫の子が彼を取りて軍司とせんとし、ある人から、「王戎はわるがしこいから少年の用にならぬ」と反對されたとあり（四三）（同）、またやはり免官中の傅祗が、齊萬年の亂起るや行安西軍司に擧げられた様な、事に因り本官を失った者が再出仕する時の段階としてあてがわれた例もある。

謝玄の臨終の上表に、「時に軍司をして荒雜を鎮慰せしむ」（七九）（同）とあり、南陽王模が軍司謝班をして買正を伐たせたこ

とく、主將から派遣され事實上獨立部隊の指揮をとる場合もある。また太尉軍司という如き高官に從屬するものと、鎮南軍司といふとき、臨時の軍事行動のため特に設けられるものもある。

いずれにせよ、軍中の要職であり、金石萃編には軍司は軍師であり、晋の時、景帝の諱をさけ軍司にしたので、魏の時のも、後人が追うて改めたのだという軍司＝軍師の説を出している。

軍師の語は後漢書<sup>四</sup>鄧禹傳に見える。光武が鄧禹をして關中の赤眉を西征させ、彼に自ら偏裨以下を選ばせた時、韓歆が軍師に、李文ら三人が祭酒に、左于が軍師將軍となった。軍師と軍師將軍は將兵しないのとするのとの區別であるらしい。後者は諸葛亮が劉備の成都平定の時に任命された。

軍司の名は宋以後あまり見えないが、北齊書には散見する。一は杜弼傳に彼が光州曲城令の時、州兵を發し軍所に送る時、彼の送った者のみ逃亡しなかつたので軍司崔鍾が以聞した（北齊書<sup>二四</sup>）とあり、二は任延敬が東魏天平初、大都督東道軍

司となり、都督元整・叱列陁らを率え流民の反を討った、また高市貴が晋州刺史西道軍司となったこと（同<sup>一九</sup>）、三に高昂

が軍司大都督として七十六都督を統べ行台侯景と兵を虎牢に治した（同<sup>二一</sup>）ことがある。軍司が依然、都督の上に立ち大

都督と兼務する重職であり、晋代の軍司と違い大兵力の指揮をとったことが判る。軍司が軍師に外ならぬという説は、兩者の職掌を検べると必ずしも一致せず、かつ軍司の用例も後漢代ではまれであることから見て強く支持できない。晋の軍

司はむしろ司法的な監察の職を主としたのが軍法實施の重要性から最高指揮官に次ぐ地位になったもので、用兵や軍需を主とした軍師とは異なるであらう。軍司の司は三公のことを三司といい、里司<sup>南史五二梁</sup>・女司<sup>晋書食</sup>などの司と同じ用法であらう。

この外、種々な名稱があるが、隊の一種に幢隊がありその長を幢主という。北齊官品令の從九品下に、裨將軍と同格で諸幢主があり、後周では四命の軍主と三命の戍主との中間に、正三命の幢主がある。北魏では幢將の語が呂羅漢傳<sup>五</sup>魏書等に見える。即ち彼の父、溫が世祖の時幢將となり先登陷陣、每戰必すかつたとあり、ここでは純然たる戰鬥部隊である。

宋書索虜傳に「汝南城内に虜の一幢、馬歩五百ばかりあり」と見える。南齊書三に太祖崩じ世祖即位するや詔して、征鎮州郡令長、軍屯營部、各々喪を行うこと三日、<sup>ほしまま</sup>幢に離任するを得ず。都邑城守、防備の幢隊、一も還るを得ず」といった。宋の孝武帝の初、青州刺史顏師伯が滑台に出鎮するや焦度が幢主を領しこれを送る<sup>(同)</sup>とあり、同じ頃、陳顯達が張永の前軍幢主となった<sup>(のち軍主)</sup><sup>(二六)</sup>。宋書八・劉恩が寧遠將軍を以て幢を領しことがある。宋書七・宗越傳に彼が柳元景に隨ひ北伐し、馬幢を領したとあるのは、騎兵で幢を持つものか。幢は儀仗兵であり、隊主のひきいる隊が戰鬪部隊であるのとは性質を異にするが、もとより時に應じては戰列に加つたであらう。

## 十

上述の軍主・隊主・幢主が行動する部隊の長であるのに對し、固定陣地の部隊長は戍主と呼ばれることが多い。通典<sup>二</sup>三に隋に鎮將・鎮副・戍主・戍副があつたが、戍主は晋宋の顯職、鎮將は後周の通班であるが、唐では卑職とされると述べている。

戍名の初見は東晋の路川戍・湖陝二戍とされる<sup>(後述周一)</sup>。北魏では戍は鎮より小さく鎮または州に隸する。登國四年<sup>(389)</sup>仇池公楊盛が漢中において諸氏羌を分ち二十部護軍となし各鎮戍を爲し郡縣を置かなかつたとある<sup>(魏書二)</sup>のは異種族を軍政下に管理する區域としての鎮戍である。北魏で鎮は普遍的に置かれ周一良の北魏鎮戍制度考及び續考<sup>(禹貢三卷九期及四卷)</sup>によると名の判明するもの九六あり、なお東魏・北齊に一六・西魏・周に一八、總計一三〇算えられる。北魏では驍鎮都大將・鎮將以下官屬が置かれ、鎮將が刺史として民政を兼ね特に新附の民を安撫したことあり、かつ鎮が州に改置された例は魏書地形志に習見する。戍には戍主・戍副が置かれ、鎮より小さくこれに隸屬している。鎮の兵力は例えば彭城鎮には數萬を減ぜざる兵あり<sup>(魏書薛虎子傳)</sup>鎮將は數州の軍事を督し大都督と稱したこともあり<sup>(元賢墓志)</sup>、沃野鎮は幹部が將よ

り以下八百餘人あつた（魏書二九）。洛陽城鎮（金墪城）には兵三千あつた（同二六）。なお城、城主の語もむろん習見するが、これは州郡縣城そのままを指すことが多く、城主というのも臨時にそこを防備した各種の文武官を指す。

南北朝時代の交戦の地帯には兩國共に要害に城壘をきすき武將をして守らせ、その大なるものは軍事都市の如くなり、城主も純軍務の外に民政・財政に干與することもあつた。錢塘江に臨む西陵戌は牛埭（牛力で舟をひく設備のあるるぜき）通過税を徴するのを主つた。南齊書四・顧憲之傳にいう、永明六年（488）西陵戌主杜元懿啓していう、吳興に秋なく、會稽は豊かに登り商旅往來し常歲より倍多なり。西陵の牛埭税、官は日に三千五百を格すいた。もし元懿の所見に即せば日に一倍すべく、盈縮あい兼ね略計年に百萬を長ず。浦陽南北津（上虞の北と東にあり）及び柳浦（杭州にある）の四埭は乞うらくは官の領攝となすこと一年ならば格外に四百許萬を長ぜん。西陵戌は前に檢税せしが戌事を妨ぐるなかりき。餘の三埭は自ら腹心を舉げん」と。要するに戌附近の埭の通行税を戌主が徴することを提案した。この意見は顧によりはげしく反對された。彼はいう、「牛埭を設けたのは商旅の便を計つたのみで、税を取るためではない。監領する者はその本旨を忘れ、別道を取ることを禁じたり、設備なき江行にも税するのは悪い。元懿が自分とその腹心を以て徵税に當らんとするのは民を苦しめ政を害するのみ」と。この地帯は永明三年（485）唐寓之亂の起つた所で、彼は戸籍検査の苛刻を怨む人民をひきい錢塘江に沿う各地を攻め、天子と自稱し新城戌を宮とし、新城縣解を太子宮とし、錢塘富人の献上した鋌で武器を作つた。この亂を平定せんとて、西陵戌主夏侯曇羨が將吏及左右埭界の人をひきい教授し、錢塘の戌主聶僧貴が縣令と共に、隊主をつかわし、會稽太守らが民丁を發したが、器仗は軍が台使を経由して交附する手續を要するので、官軍の武裝は不十分であつた。浦陽江の浹口戌主湯休武は賊に打撃を與え、やがて馬を有する禁兵數千の出勤を見るに至り、叛徒は敗北した（同四四・沈文季傳）。縣治と並んで戌が存在し地方警備に當つたことがこの亂に關する記事で判る。<sup>12)</sup>

前記戴僧靜が錦を載せて出京したのを歐陽戌所でつかまり、亮州獄に繋がれたことは戌の警察的職能を示している。

徐孝嗣（南齊書四四）は建武末年に屯田の必要を上表し、緣淮の諸鎮が兵糧を建康に仰ぎ淮南の耕地が放棄されているのを改

善せんとて、州郡縣の主帥以下、悉く番を分ち農に附し、江北の主産たる菽麥をうえ、台より田器耕牛を給せんと述べたが行われなかった。ともかく戍主が刺史太守縣令と並んで地方長官（主帥）と見なされている（前述）（参照）。

淮水兩岸は南北交戦の庭であり戍が多くおかれ、海州に近い胸山戍は北魏の孝文帝が十萬の兵で圍んだことがあり（南齊書五）七、清江浦にあった甬城（角城）戍、漣水縣にあった漣口戍など著名である（南梁書二九）。周盤龍傳に、軍主成買ついで皇甫仲

賢が戍主たり、戍將張蒲が魏と通じたことを記す。また張敬兒（南齊書二五）が曲阿戍驛將たりしことは、戍が郵驛事務を主

つたからであろう。廣陵は年常かわるがわる千人を出し淮戍を助け、煩わしく不正も行われるので廢止し別に考慮すると海陵王の詔が出てゐる（南齊書五）。漣口戍主周山圖（同二九）は淮水をとどめ西城をきずき、騎路をたち、また水を田にそそい

だ。揚子江に沿う戍は建康政府に上流の變事を急報する任をもった一例は、桂陽王休範が叛し尋陽より東下した時大雷・鵲頭二戍主が變を告げたことである（同）（一）。

梁州の武興・蘭臯、河南省の汝南舞陰などは南北交戦に著れる。

建康の守り、石頭城も戍とも呼ばれ、蕭道成その他が領石頭軍事に在任した。戍は砦・壘・城と通用される。しかし南齊の魯山城主・郢城主が梁軍に降つたという城主は戍主と同じくない（同八）。これは他の本官の資格で一時的に州郡治の城

に據つた場合で、本官を有しながら戦時において戍主の任において行動したのと違ふ（前述）（参照）。

北魏末期には鎮は多く州に改められ、北齊の河清二年（563）斛律光は歩騎二萬をひき長城二百里をきずき反亂の源となつた六鎮<sup>13)</sup>に代つてこれが北方防禦線となり、これに連續して十三戍をおいた。斛律羨は庫堆戍より以東、海に至るまでに隨ひ屈曲二千餘里、その間、二百里中、凡そ險要あれば或は山を斬り城を築き、或は谷を斷ち障を起し、并びに戍邏五十餘所を置立した（北齊書一七）。戍には多量の穀物を貯え、附近で農産を興し補給を計つた。北魏正始元年九月の詔に、淮南北の鎮戍に、秋は麥、春は粟稻をうえ土宜に隨ひ水陸兼用、地に遺利なく兵に餘力なからしめ、來年に及ぶ頃には公私ともに濟わしめんという。州鎮戍兵は兵食を自給し、飢寒に苦しむこともあつた（魏書四薛虎子の太和年中の上表、同

九千栗景傳の記載)。しかし有力な成には驚くほど多量の穀物を藏した。宋書<sup>九</sup>索虜傳のいう如くんば、北魏の碯磈戌(濟州濟北郡、黃河に臨む、山東省東阿の北)には地倉四十二所に粟五十餘萬斛を容れ、城内居民の私儲も二十萬斛あり、耕田三百頃を有し、鐵三萬斤・鐵器九千餘口があった。魏書<sup>八</sup>慕容白曜傳によれば無塩(山東省東平縣東)の肥城戌には粟三十萬斛、垣苗戌には十餘萬斛あった。また南齊の沈文秀の據った兗州東陽城が陥った時、倉粟八五萬斛、米三千斛あり、外に弓九千張、箭十八萬八千、刀二萬二千四百口、甲冑各三千三百、銅五千斤、錢十五萬あり、城内戸八千六百、口は四萬一千、うち吳蠻戸三百餘あった(同<sup>上</sup>)。

北周では防という固定陣地の名稱がでてくる。例えば李遠が都督義州弘農等二十一防諸軍事となった如く(周書<sup>二五</sup>)、數所の防の上に都督がおかれるが、防の指揮者は防主である。例えば齊煬王憲傳(一二)に孔城防主能奔達の名がある。防は鎮より小さく郷土の民を臨時に徵發して局地を防衛させたらしく、周書<sup>二</sup>蘇綽傳には遠戌近防の語がある。魏末に洛陽近傍に六防があったことが周書<sup>二</sup>尉遲廻傳等に見える。

なお南朝にかえると州の守備に當る隊長に助防というのが陳代に見られる。陳書<sup>二</sup>孫瑒傳に彼が郢州刺史である時、北周と王琳の軍に攻められ、その助防張世貴が外城を擧げて叛應したので失う所の軍民男女三千餘口あり、ついに内城をも攻められ、彼の兵は千人に滿たなくなつたとある。この場合、助防は刺史の守る州城の一區劃の指揮を執っている。程文季(同<sup>一〇</sup>)は父、靈洗死後、盡くその衆を領し、超武將軍となり、よつて郢州を助防すと見え、靈洗もまた王僧辯を助け、紹泰二年(556)京口を助防したという。これは動詞的用法であるが、夏侯謐(梁書<sup>二八</sup>・夏侯謐傳附)は「常に郷里に停りその父の部曲を領し州の助防たり、刺史蕭淵明、引いて府長史となす」とあるから助防は府官でもなくまた州官でもない。とにかく助防が州刺史に屬することは杜岸が襄陽の豪族で九人兄弟みな勇猛であつたが、雍州刺史岳陽王嘗の下で太清三年(549)助防となつたことでも知られる(梁書<sup>四六</sup>・南史<sup>六四</sup>)。

「魏末變亂、軍人權置坊府」と隋開皇十年(590)の詔にあるが、兵農分離を基にした鎮・戍・防等から、安定した社

會において兵農合一制による軍府―折衝府の制が整い、均田農民が分番服役するに至り、兵制も新しい段階に達したと考えられる。

## 結 語

南北朝時代はまず王朝革命のひんばんで特色づけられ、「帝王は幸運な兵士である」イブン・ハルド ウン世界史序説の語の如く、國家を創めた英雄はみな軍事首領であり、その兵力は本篇でふれた様な半官半私の浮動的性質をおびた部曲であった。主將は彼らを召募するが彼らも欲するなら轉事しうる。小規模な例であるが、南齊末、郢州城が梁軍に攻められ守將張冲病死したのち、其の衆は復た、軍主薛元嗣及び冲の長史程茂を擧げて主と推したという。同じく魯山城主房僧寄死し衆その助防張樂祖を推してこれに代えた（梁書）。兵士はその主將を選びうる。五代の軍士が黃袍をもって主將の身に加えるのに似た實例である。

しかし兵は役の一種であり、兵は奴より高く民より低かった。この時代では兵・民・奴（または客）の三者はいずれも社會的自由を多少とも制約されその地位を相互に轉化しやすかったと思われる。彼らの自由の制約されかたは國家・政府といった公的權力からか、しからずば地方豪族とか領主の單純な私的勢力から、というより、公的權力機構の中に地位を占め、公的機關としての支配を揮うことにおいて實は私利私權を追求する文武貴族官僚（名族と勳門）の公私混同的な壓力であった。ゆえに國法の保護下、または主人としてある程度の溫情の下に一義的に存在する場合に比して、その境遇は不幸であつたと思われる。

戰亂の連續が人口の多くの部分を兵士に投ぜしめたが、それだけ兵士に成りえない殘存の民は官吏・軍隊を養うためにより多くの負擔を持った。それだけに武力保持者に隨從して身の安全を計る者も多かった。魯爽の北來部曲は凡そ六八八三人と記され、部曲の籍が明確であつたことが判るが、彼が汝南に走る時、部曲・願從合せて千餘家を隨えたという

(宋書)當時の軍隊には正規兵の外にかかる雑多な兵種があり、出身の差異や境遇の與えた性格によりその統御は主將にとって難かしく、従つて軍法を勵行する必要あり、軍司を始め軍主・隊主などもそういった職務を有したのであらう、何之元の梁典總論(文苑英華七五四)にいう。

梁氏之有國。少漢之一郡。大半之人竝爲部曲。不耕而食。不蠶而衣。或事王侯。或依將帥。携帶妻孥。隨逐東西。與藩鎮共侵漁。助守宰爲盜賊。收縛無罪。逼迫善人。

とあるが、けだし南北朝全期についても妥當しよう。(完)

(註)

①何士驥 部曲考 國學論叢一卷一號 民國一六年、仁井田陞「支那身分法史」部曲・奴婢法 昭一八年、楊中一 部曲沿革略考 食貨半月刊一卷三期、濱口重國 晉書武帝紀に見えたる部曲將部曲督と質任 東洋學報二七卷三號、同氏 唐の部曲・客女と前代の衣食客 山梨大學學藝部紀要一、同氏 唐の賤民・部曲の成立過程 同上三

②錢儀吉 補晉兵志「二十五史補編第三冊」

③梁書一に中興二年三月辛卯。延陵縣華陽邏主戴車陳云々。正月己酉。邏將潘道蓋於山石穴中得毛龜一。二月辛酉。邏將徐靈符又於山東見白龜一云々とあり、これで見ると邏主一人の下に數人の邏將がいたことは明かである。南齊書三〇には陳胤叔初爲左夾隊將とあり、これも隊主の部下であらう。武念が三五門から出身して郡將となつた(宋書八三・宗越傳)とは郡兵の將である。王充の論衡などに太守を郡將とよぶのと全く違つた意味である。武念はそののち雍州の人龐道符の隨身隊主となつた。また俊長生は縣將・府將となつた(同傳)。同四四・沈文季傳に

永明三年(485)唐寓之が錢塘で反した時、討伐に向つた各種軍隊につき記し、「會稽郡丞張思祖、遣臺使孔玢・王萬歲・張繇等、配以器械將吏白丁、防衛永興等十屬。文季亦遣器械將吏救援錢塘」とあり、將吏は器械を有する正規兵で、兵器を持たぬ白丁と異つていと解される。また同二四・張瓌傳に王敬則反するや、平東將軍吳郡太守たりし彼は將吏三千人を遣わした云々とあり、同所、垣崇祖が胸山城主だつた時、將吏をひきい唐騎を防いだことあり、同二一・文惠太子傳に、永明中二宮兵力全實、太子使宮中將吏更番役樂宮城苑巷、制度之盛觀者傾京師とあり、さらに同一、宋末高帝が荊州にて兵力を集め、將吏逃亡すれば隣伍を討質したとある。以上により、將吏とは字面から考えられやすい様に軍の少數指揮者を指すわけではない。むしろ將吏三千人等の語は將吏以下三千人と解せられなくはないが、彼らも人質で逃亡を警戒される點、一般部曲と異らない。加藤繁博士「支那と武士階級」(史學雜誌五〇の一所收)に西晉が州郡の兵をやめて置いた武吏を説明し、「大官が職務執行、地位保持の便宜上やしなう部曲である」としている。が、上例

で見るとその給養や地位は官部曲的である。

④ 裴叔業（前引）はその後、寧朔・建威將軍と累進したが軍主たること故の如しとあるのは依然實兵指揮したという意味であろう。

⑤ 同書二五・李賢傳に、保定二年（562）高祖が彼に賜與し、賢の門生で昔、侍奉を経た者二人に大都督、四人に帥都督を授け、六人に別將、奴で已に免賤された者五人に軍主を授け、朱だ免賤せざる者十二人には酬替してこれを放つたとある。軍主が甚だ下位であつたことが判る。

⑥ 南北朝から唐にかけて王侯や高官の親衛隊の種類や名稱は複雑である。南齊書二六・王敬則傳に、彼が夾轂主に補せられ、細鑑・左右を領したこと、建武三年（496）蕭坦之をつかわし齋仗五百人をひきい武進陵に行かせたことがある。齋とは王侯の燕居の室であるが、兵仗などを藏していた。

防閑（南朝では閑は閑と通用）も親衛隊の一である。齊の隨郡王子隆が荊州刺史となるや武帝は呂僧珍（梁書一〇）をその防閑となし鎮に従い行かせた。昌義之（同一八）は齊の代、戦功を累ね雍州刺史曹武に信任され、その防閑に補せられ、ついで馮翊戍主、軍主、直閣將軍馬右夾轂主となった。蕭子良の故防閑桑偃が梅蟲兒の軍副となった（同四〇・蕭昭胄）。南朝で私的な職任と國家の官職との間に明瞭な線が引かれなかったことを知る。唐代では防閑は五品以上の京師官に給せられた（濱口重國氏、唐に於ける兩税法以前の徭役労働（下）東洋學報二十一卷参照）。

親信とは主將旗下の兵で「桓玄率親信數千人。聲言赴戰」（晉

書九九）などの例あり、後には天子が功臣に賜る從卒で數十人にすぎない。張緒（南齊書三三）は金紫光祿大夫となり親信二十人を給せられ、王冲（陳書一五）は廢帝から同じく十人を給せられた。親信は北朝にもあり皮景和は「初以親信事高祖。後補親信副都督」（北齊書四一）とあり、趙文表（周書三二）は起家して太祖の親信となり、その後、功により都督（北朝では都督の位は遙かに低い）になった。蔡祐（同三七）は太祖に召され帳下親信となった。帳下は帳内と同じく主將の本營をいみする。北朝でも帳内軍主あり、例えば賀拔岳が廣陽王元深の帳内軍主となり、表せられて驍將將軍となった（同書一）。

⑦ 白直は唐代では州縣流内官（通典三五に流外とするは誤りだとは濱口博士前掲論文に詳しい）に給せられる丁男で二番に分れ應供驅使されたもの。武仙卿「南北朝色役考」（食貨半月刊五卷八期）によると、一部分の人民が國家・君主・官員に對して一種特殊の服務をなす色役は南北朝において盛行し、唐代では人民を實際に使役する代りに、金錢を服侍すべき上司に納めてこれらの雜役を免除される賞課の制度に轉化しつつあり、宋代の差役がその末端を留めているという。白直は南北朝では平民の役であり、北朝では州縣官に給し供護・奔走に充てられたが、南朝では州縣・京師官ともに給せられ、かつ兵役にも服した。唐制で二品の官人に白直四十人が給せられるのが最高であるが、南朝では人数もすつと多い。

⑧ 宋書七七・沈慶之傳に元嘉年中、南新郡の蠻帥田彥生が部曲十封六千餘人をひきい反したとあり、殷本に十をトと作るが人名としても受け取れず、十封なら封は部曲の隊の單位かと思われ

る。しかしこれは蠻の部曲であるから、一般を推すことはできない。部曲は隊・軍に編制され、時には農事に従った（よく引用される梁書五一・張孝秀の部曲。顔氏家訓歸心篇に西陽郡守楊思達が部曲をして麥田を警戒させた）とはいえ、多くは生産的な軍事を主とした。

⑨陳書一に新吳洞主余孝頃の名あり、陳書二、永定二年の條に、「安成所部廣興六洞を以て安樂郡を置く」とある。義主については陳書五、太建十一年八月甲子、青州義主朱顯宗等率所領七百戸入附。同十二年九月己酉、周廣陵義主曹業率衆内附とあり、これに當る南史十の文に義軍主となっており、陳書六にも至德三年四月庚戌、豐州義軍主陳景詳が叛將豐州刺史蔡大寶を斬ったとある。義主は義軍主である。太建七年三月辛未詔に豫二兗等九州及びその他の州の江北諸郡に雲旗義士を置き「往大軍及諸鎮備附」とあり、陳の北方經略と關係している。軍主は隊主の系列に編入できない雜軍である。

⑩隊將の語はまた魏書五〇・呂羅漢傳に見える。楊難當の衆が上邽に寇した時、鎮將元意頭が彼の善射なるを知り、彼をして難當の隊將及び兵二十三人を射させ、その隊騎八人を殺したとある。

# ⑪晋書二四・職官志

⑫唐代に整った鎮・戍の制度は北魏にさかのぼる。鎮には鎮將が指揮し、軍主、梁書一、天監七年十月、懸瓠鎮軍主白阜生内屬、周書の例では賀拔度拔が武川鎮軍主（卷一四）、宇文盛の祖、長壽が沃野鎮軍主（卷二九）がある。

⑬六鎮の名稱と位置とについて沈珪の六鎮釋（洛帆樓文集卷一）

が正しいとは愈大綱の北魏六鎮考（禹貢一卷十二期）の説くところでのその本文を轉載し、かつ谷霽光「北魏六鎮の名稱和地域」（同一卷八期）の説を破り、譚其讓の贊成を得た。沈氏の説は西から沃野・懷朔・武川・撫冥・柔玄・懷荒と六をあげるが、谷氏は平城を守る東端の雄鎮、懷荒を省き、高平鎮と共に河西二鎮と于景墓志に記される薄骨律鎮を最西の鎮とするのであるが、濱口重國氏「正光四五年の交に於ける後魏の兵制に就いて」（東洋學報二二）も當時存した十鎮（以上の八と敦煌・鄯善）につき解説され沈説に従っている。また朱師轍「北魏六鎮考辨」（輔仁學誌十二卷一二合期、民三二年）も同じ結論である。

附記一 本論文の要旨は昭和二十五年文化の日に同様な題名で東

洋史談話會大會において發表した。

附記二 初校成る日、たまたま村上四男氏「新羅の地方制度」（和歌山大學學藝學部紀要四）を見て、半島における軍主（都督）幢主の官について知りえた。

## Commanders of Regiments, Squadrons, Forts and Other Military Officers during the Period of the South and North

*H. Miyakawa*

The name chu was applied to the various officials during the period of the Nan-pei-chao 南北朝, but it was mainly used to denote the commanders of the army like chün-chu, 軍主 tui-chu 隊主 and shu-chu 戍主. These were the surnames added to the officials and not the regular official names. During this period the soldiers were raised by the personal authority of a general and were thrown into the national army without solving this personal vassalage. In this article an attempt was made to illustrate such various names of the commanders of the army under the Nan-pei-chao.